

トナリ大体系業認シタレテ以テ職工側ハ亦ニ実行委員会依リ
会社ト正式会見ノ運ビテ為スニ至リ今時ニ加川ノ該費
書ヲ確定的ノモノトシテ新多紙ニ及テ表セリ一方今社側
上該費書ヲ以テ甲午七ノ成案ナシハ社長ノ意御由ヲ氣シタレ
ナラテラ確定的ノモノニホスト然レ感情ノ齟齬ヲ来シ前
述ヲ取消シ不調ニ帰シタルモ後々兩者ノ諒解ヲ得ル前以テ
基キテ交渉ヲ継続スルコトナシ

(六月六日)

實見 書目

一 藤永田造船所内ニ於テ労働者ノ組織スル總合ヲ交渉
団体トシテ認メ
二 其団体ノ内容組織方針交渉ノ範圍及方法ニ干シテ
工場主側ノ労働者側ニ相違生ズル事ヲ送出シ速解ヲ請ヘ

△今ヲ組織シテ由議決定スルモノトス

職工ノ勤解 七日職工一平者ノ通リ就業スル中合口
リニモ尚解決ヲ見サル者ノ工場内ニ依リトシテ急業氣分
本工場ハ車輛製造工場職工(百三十名)ニ於テ全部ニ就業セル
十名)ノ少数ノ半ノ作業ニ従事セル外大多數ハ敷津分工場
ノ全員職工ト共ニ急業ヲ継続シ就中敷津分工場ニ在リ
テハ工場以各所ニ於テ過激ナル態度ヲ繰返シ時々労働歌
ヲ高唱シ示威運動ヲ行フ等ノ急業ヲ示シ今社監督者ハ
勿論其他債員モ接近ストテ得ル状態ニ在リ定刻退
社後敷津分工場職工ハ本工場職工ノ一部ヲ加テ約二千名
隊トナリ労働歌ヲ高唱シテ工場及永田社長自定前
通過シ後方隊ヲ喚起シテ揚テテ馳驅スルモノアリトモ何等ノ事